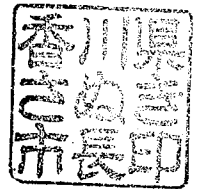


さぬき市告示第156号

地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、別紙に掲げる書類を公示送達する。
なお、送達すべき書類は、市民部税務課で保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月10日

さぬき市長 大山茂樹



公 示 送 達 書

送 達 す る 書 類		令和8年度国民健康保険税（第1期）督促状	
送 達 を 受 け る べ き 者			備 考
住（居）所 （所 在 地）		氏 名 （名 称）	
1	さぬき市志度	山口 勇也	
2	さぬき市鴨庄	池添 秀明	
3	さぬき市志度	網野 翔斗	

（注）この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、上記の書類の送達があったものとみなされます。